

【事案Ⅳ－３】人身傷害共済金請求

・ 平成 28 年 10 月 28 日 裁定打切り

<事案の概要>

申立人は、平成 26 年 9 月の交通事故による頸椎捻挫等受傷にともない人身傷害保障特約に基づく共済金の請求を行ったところ、被申立人から提示された共済金支払内容のうち、後遺障害逸失利益、後遺障害慰謝料の提示額が弁護士基準（裁判所基準）に比して少額であり、パート勤務を理由に主婦休業損害の支払が提示されなかったことを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

被申立人は、主婦休業損害を認め、既払い額との差額を支払え、との判断を求める。

(1) 申立人はパートタイマーとして勤務していたが、勤務時間は 4 時間であり、その後の時間は家事労働をしていたから家事従事者と認められると考える。パートタイマーは代替人員がいないため毎日出勤したが、体の痛みから家事はほとんどできない状態であったから休業損害が認められると考える。

したがって、休業損害として 5,700 円に実治療日数を乗じた額を支払うべきである。

(2) 後遺障害逸失利益の算定にあたり、年齢別平均給与額に労働能力喪失期間は 5 年（後遺障害 14 級であれば 5 年を適用するのが趨勢であり、裁判例でも大半を占めている。）を乗じた額を支払うべきである。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認めら得ない、との判断を求める。

(1) 休業損害について、申立人の職業は給与所得者（パート・アルバイト）であり、事故当初から仕事は休んでおらず、給与収入を得ていたことから、休業損害は認められない。

(2) 後遺障害逸失利益については、本件は人身傷害補償特約による支払で内容は約款で定めており、裁判での基準を使用する事故ではない。内部基準で定められた内容に基づき計算している。

<裁定の概要>

審議会では、申立人らおよび共済団体から提出された書面に基づき審議していたところ、被申立人らが裁判所に不当利得返還訴訟を提起したため、裁定手続規則第 28 条

(裁定審議の打切り)の規定に基づき、裁定手続を終了した。